

郵便貯金の払い戻しには

期限があります。

満期を過ぎた
郵便貯金の払い戻しは
お早めに。



平成19年10月1日（郵政民営化）より前に郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定により、満期後20年2か月経つとお客様の権利が消滅し、払い戻しが受けられなくなります。
※平成19年10月1日以降お預けいただいた貯金は、権利消滅の対象ではありません。



満期を過ぎた
簡易生命保険の
お受け取りも
お早めに。



ご家族にもご確認ください。
郵便貯金をお持ちの方はいらっしゃいませんか？

満期のお知らせなど重要なお知らせをお届けするため、お引越しの際は、郵便物等の転居届とは別に、郵便貯金証書・通帳及び簡易生命保険契約の住所変更手続きを行っていただくようお願いいたします。

※簡易生命保険については、かんぽ生命のホームページ (<http://www.jp-life.japanpost.jp/index.html>) から手続き可能です。

<お問い合わせ先>

郵便貯金	お近くの郵便局、ゆうちょ銀行の各店舗
	【商品・サービスに関するお問い合わせ】 ゆうちょコールセンター 0120-108420（通話料無料） 受付時間：平日/8:30～21:00、土・日・休日/9:00～17:00※

簡易生命保険	お近くの郵便局
	かんぽコールセンター 0120-552-950（通話料無料） 受付時間：平日/9:00～21:00、土・日・休日/9:00～17:00※
	ご高齢のお客さま専用コールセンター 0120-744-552（通話料無料）

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1
電話：03-5472-7101 受付時間：平日/9:30～12:00、13:00～17:00 土・日・休日を除きます。
さらに詳しくお知りになりたい方は URL：<http://www.yuchokampo.go.jp/> まで



(調製：平成29年1月)